

登録規則細則

登録規則細則

2017 年 第 2 回 一部改正

2017 年 12 月 25 日 達 第 88 号

2017 年 7 月 26 日 技術委員会 審議

「登録規則細則」の一部を次のように改正する。

2 章 船級登録

2.1 船級の登録

2.1.3 船級符号への付記

-3.を次のように改める。

-3. 規則 2.1.3-2.の付記は、~~次の(1)及び(2)船主からの申込みに基づき、本会が別途発行するガイドライン又はその他適当と認める指針等に従って、次に掲げる船舶について行う。~~

(1) 次の(a)から(h)に掲げる付記は、船主からの申込みに基づき、本会が別途発行するガイドライン又はその他適当と認める指針等に従って、次に掲げる船舶について行う。

(1a) 「環境ガイドライン」に従って、環境対策として特別な措置が講じられている船舶：「*Environmental Awareness*」（略号：EA）

(1b) 「バラスト水処理装置設置に関するガイドライン」に従って、バラスト水処理対策として特別な措置が講じられている船舶：「*Ballast Water Treatment System*」（略号：BWTS）

(1c) 「船舶に搭載される有害物質一覧表に関するガイドライン」に従って、船舶のリサイクルのための有害物質一覧表が備え付けられている船舶：「*Inventory of Hazardous Materials*」（略号：IHM）

(1d) 居住区域等に対する騒音・振動対策として「騒音・振動ガイドライン」の要件を満足する船舶：「*Noise and Vibration Comfort*」（略号：NVC）

(1e) 機関室の機器に対する振動対策として「騒音・振動ガイドライン」の要件を満足する船舶：「*Mechanical Vibration Awareness*」（略号：MVA）

(1f) 港湾での大気汚染対策として「高圧陸電設備ガイドライン」に従って、高圧陸電の受電設備が設置されている船舶：「*High Voltage Shore supply System*」（略号：HVSS）

(1g) 船舶の二酸化炭素放出抑制に関し特別な措置が講じられている船舶（二酸化炭素溶出抑制指標が、~~海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 3.3~~において、当該船舶に適用されるフェーズの削減率よりも厳しいフェーズの削減率を採用した場合の要求値を満足する船舶）：「*Energy Efficiency Design Index-phaseX*」（略号：EEDI-pX、ただし、X は採用したフェーズを示す。）

~~(8) 船舶の窒素酸化物放出抑制対策として~~海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)~~に規定する窒素酸化物放出量最大許容限度基準を満足する機関を備え、窒素酸化物放出規制海域における航行が可能な船舶：「*Nitrogen Oxides Emission Tier III*」（略号：NO_x-III）~~

(1h) その他本会が特定の付記が必要であると認める船舶

(2) 次の(a)及び(b)に掲げる付記は、海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 1.1.3に従って、次に掲げる船舶について行う。

(a) 船舶の窒素酸化物放出抑制対策として海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)に規定する窒素酸化物放出量最大許容限度基準を満足するディーゼル機関を備え、窒素酸化物放出規制海域における航行が可能な船舶：
「Nitrogen Oxides Emission-Tier III」（略号：NO_x-III）
なお、同規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)に規定する窒素酸化物放出量最大許容限度基準を満足するため、選択式触媒還元脱硝装置、排ガス再循環装置、二元燃料機関又はガス専焼機関を使用する船舶に対しては、搭載される装置／機関に応じて、当該付記の後の括弧内に次の付記を列挙する。

i) 選択式触媒還元脱硝装置を使用するもの：

Selective Catalytic Reduction（略号：SCR）

ii) 排ガス再循環装置を使用するもの：

Exhaust Gas Recirculation（略号：EGR）

iii) 二元燃料機関を使用するもの：

Dual Fuel Engine（略号：DFE）

iv) ガス専焼機関を使用するもの：

Gas-only Engine（略号：GOE）

(b) 船舶の排ガス処理対策として、海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 1.1.3に規定する代替物として主管庁に承認された排ガス浄化装置を備える船舶：「Exhaust Gas Cleaning System」（略号：EGCS）

2.2 船級登録の維持

-3.を次のように改める。

-1. 規則 2.2-2.でいう主要な変更又は改造とは、例えば船体延長、用途変更、主機換装等をいう。

-2. 「特殊な事情」とは、例えば、荒天遭遇又は海難事故等不可抗力的な事情により、予定されている検査の時期に検査を行うことが困難な状況をいう。

-3. 規則 2.2 の適用上、規則 2.1.3-2.の規定による付記に関する事項(2.1.3-3.(2)(a)及び(b)に掲げる付記を除く)については、船級登録を維持するための条件としない。当該付記の維持については次による。

(1) 2.1.3-3.(1)から(6)(1)(a)から(f)に掲げる付記にあつては、該当するガイドラインに従って定期的に確認を行う。

(2) 2.1.3-3.(7)(1)(g)に掲げる付記にあつては、海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2 編 1.3.2-2.に従って定期的に確認を行う。

(3) 2.1.3-3.(8)(1)(h)に掲げる付記にあつては、本会が別途適当と認める指針等に従って確認を行う。

附 則

1. この達は、2018 年 1 月 1 日から施行する。